令和5年度 第10号

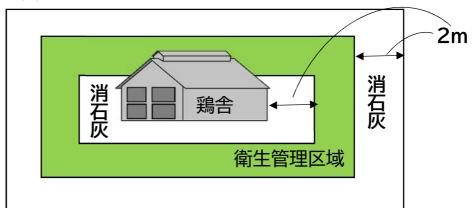
消毒をお願いします!

今シーズンも、国内の農場で高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生が確認されており、農場への HPAI の侵入リスクが非常に高まっています。それに伴い、令和5年 12 月1日には家畜伝染病予防法に基づく消毒命令が告示されました。

農場・鶏舎などの周囲、農場入口等を消石灰等で消毒するようにお願いします。

消石灰の散布方法

- ・消石灰は、畜舎周辺の土壌、舗装表面、畜舎床等の消毒に適しています。
- ・鶏舎周囲、衛生管理区域の境界に 2m 以上の幅で消石灰を散布しましょう。
- ・土壌または床面が白くなるように十分に散布し、その状態を維持しましょう。
- ・消石灰は強アルカリ性のため、マスク・手袋等を着用して散布しましょう。
- ・立地等の理由で、消石灰を散布できない場合は、液体の消毒薬の散布を行う 等の対応をしましょう。



消石灰使用の際の注意点

- ・粉の消石灰は、病原体を不活化するのに時間を要するため、タイヤや長靴の 消毒には適さないので、踏み込み消毒槽や車両消毒には、液体の消毒薬を 用いましょう。
- ・消石灰は、繰り返し雨や水に濡れてしまうと、消毒効果がなくなるので、定期的に散布し直すことが必要です。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄345

電話:0463-58-0152 ファクシミリ:0463-58-5679